

全民児連「被災地民児協支援金」のご案内 (被災地民児協支援金口座振込先について)

全民児連では、近年多発する大規模な自然災害に備え、平成29年10月より「被災地民児協支援金」口座を、常時開設しています。

都道府県・指定都市民児協、市区町村民児協単位で任意に集められた「被災地で活動する民生委員・児童委員や民児協支援の募金」を全民児連に委託したいとのご希望がございましたら下記口座にてお受けします。

お寄せいただいた募金は、全民児連「被災地民児協支援金」運営要綱に基づき、大規模災害被災地等に送金いたします。

被災地民児協支援金口座振込先

【金融機関名】三井住友銀行 【支店名】東京公務部

【預金種別】普通預金 【口座番号】175157

ふりがな しゃかいふくしほうじん ぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい
【口座名義】社会福祉法人 全国社会福祉協議会
ぜんこくみんせいいいんじどういいんれんごうかい ひさいちしえんきんぐち
全国民生委員児童委員連合会 被災地支援金口

※振込手数料は、各民児協でご負担いただきますようお願いいたします。

※振込人名に、都道府県・指定都市名と民児協をご入力くださいますようお願いいたします。

(例. トウキョウト ハナサクダイイチミンジキョウ)

※領収書は発行いたしません(振込時の払込票発行をもって代えさせていただきます)。

※本口座へのご入金には「寄付金控除」の対象にはなりません。

全民児連「被災地民児協支援金」について

●支援金の種類

「被災地民児協支援金」は、災害救助法適用災害^{※1}の被災地民児協、民生委員・児童委員に対し、次の3種類の資金援助を行います。

見舞金：災害救助法適用地域において、当該災害により死傷された民生委員・児童委員に対し、5万円～50万円の見舞金を、都道府県・指定都市民児協を通じて支払います。

一次支援金：発災後の初動体制構築のため、該当地域のある都道府県・指定都市民児協を対象に、規定額を当該都道府県・指定都市民児協に支払います。

二次支援金：復興段階での長期的な支援活動のための支援金として、運営要綱を基に、被災地域の委員定数×3,000円を基準に当該都道府県・指定都市民児協に支払います。

※1 令和5年度の災害救助法適用災害（令和6年3月31日時点、名称は内閣府ホームページ記載に拠る）

- ①令和5年石川県能登地方を震源とする地震、②令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害、③令和5年6月29日からの大雨による災害、④令和5年7月7日からの大雨による災害、⑤令和5年台風第6号による被害、⑥令和5年台風第7号に伴う災害、⑦令和5年台風第7号に伴う災害、⑧令和6年能登半島地震、⑨令和6年1月23日からの大雪等による災害

●ご留意願います！！

募金に際して都道府県・指定都市民児協や市区町村民児協、単位民児協でお取りまとめいただくにあたり、募金する側の委員が負担に感じるような集金方法や周知はおやめください。

募金するか否かも含めて、委員各個人が判断できるよう十分にご配慮をお願いします。

【お問合せ先】全国民生委員児童委員連合会 事務局
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3581-6747 / E-MAIL : z-minsei@shakyo.or.jp